（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

**第三条**　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「、第六号、第九号若しくは第十三号から第十七号まで」を「若しくは第六号から第十九号まで」に改める。

第十九条第一号中「、第六号、第九号、第十三号から第十七号まで及び第二十号」を「及び第六号から第二十号まで」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

**第四条**　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「」並びに」を「」、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第一項並びに」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

**第五条**　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第二十四号中「第四十二条」を「第三十八条」に改める。

（個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正）

**第六条**　個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「参事官の所掌に属する」を「次条第四号に掲げる」に改める。

第三条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（前条第十八号に掲げるもの及び第四号に掲げるものを除く。）。

三　認定個人情報保護団体に関すること。

## 第二章　経過措置

**第七条**　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下この項において「旧個人情報保護法」という。）第六十七条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた場合及び旧個人情報保護法第六十八条の規定により職員が委任を受けた場合における改正法附則第四条の規定の適用については、同条第一項中「主務大臣（」とあるのは、「主務大臣（旧個人情報保護法第六十七条の規定により主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた地方公共団体の長その他の執行機関及び旧個人情報保護法第六十八条の規定により委任を受けた職員を含む。）」とする。

2　改正法第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この項において「新個人情報保護法」という。）第四十四条第一項又は第三項から第七項までの規定により事業所管大臣、部局若しくは機関の長、金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長が委任を受けた場合及び新個人情報保護法第七十七条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされた場合における改正法附則第四条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「第三十六条又は第四十九条」とあるのは「第三十六条」と、「勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為」とあるのは「報告の徴収」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、「個人情報保護委員会」とあるのは「個人情報保護委員会（新個人情報保護法第四十四条第一項又は第三項から第七項までの規定により委任を受けた事業所管大臣、部局若しくは機関の長、金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長及び新個人情報保護法第七十七条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされた地方公共団体の長その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。）」と、同条第二項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「申請、届出その他の行為」とあるのは「報告」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、同条第三項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「届出その他の手続」とあるのは「報告」と、「手続が」とあるのは「報告が」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、「その手続を」とあるのは「報告を」と、「当該相当規定」とあるのは「同項の規定」とする。

## 附　則

（施行期日）

1　この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（登録免許税法施行令の一部改正）

2　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「第三十七条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、「で、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十一条第二項（地方公共団体の長等が処理する事務）の規定により同条第一項に規定する地方公共団体の長等が行うこととされる事務に係るもの以外のもの」を削る。

（復興庁組織令の一部改正）

3　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の項中「第十二条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同表職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の項中

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条 | 国の機関（当該在職機関であるものを除く。） | 国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁 |
| 第十九条第一号 | 第十六条第一項第三号 | 第十六条第一項第一号、第三号 |
| | 国の機関（当該行政機関等であるものを除く。） | 国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）及び復興庁 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条 | 又は | 若しくは |
| | 国の機関 | 国の機関又は復興庁 |
| 第十九条第一号 | 第二項各号に掲げる国の機関 | 第二項各号に掲げる国の機関並びに復興庁 |
| | 国の機関（ | 国の機関及び復興庁（ |

に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三